

アップルによるスマートフォン端末の取引に係る拘束条件付取引

【文 献 種 別】 報道発表／公正取引委員会

【裁判年月日】 平成 30 年 7 月 11 日

【事 件 名】 アップル被疑事件

【裁 判 結 果】 違反の疑い解消による審査終了

【参 照 法 令】 独占禁止法 19 条、2 条 9 項 6 号、一般指定 12 項

【掲 載 誌】 公取委ホームページ

事実の概要

米国法人 A₁（アップル・インク）は、日本法人 A₂（Apple Japan）の最終親会社である。国内におけるスマートフォンの出荷台数は年間 3,000 万台を超えており、このうち A₂ が出荷する iPhone の最近のシェアは約 5 割を占めている。

電気通信役務としての移動体通信サービスを提供する電気通信事業者であって、当該移動体通信サービスに係る無線局を自ら開設又は運用しているものを、「MNO」という。国内の MNO には、NTT ドコモ、KDDI、ソフトバンクの 3 社がいる。

A₂ は、MNO 3 社との間で「iPhone Agreement」と称する契約（以下「本件契約」という。）を締結し、MNO 3 社に対し、iPhone を販売している。本件契約には、MNO 3 社による、iPhone の購入及び販売、iPhone を購入する利用者に対する iPhone に係るサービス及びサポート、iPhone を購入する利用者に対する電気通信役務等に係る規定が設けられている。公取委は、本件契約の規定のうち、下記 (1) から (4) の規定について、独禁法 19 条（一般指定 12 項〔拘束条件付取引〕）の規定に違反する疑いにより審査を行った。

(1) iPhone の注文数量に係る規定

MNO 3 社との本件契約には、MNO が 1 年ごとに A₂ に注文する iPhone の数量（以下「注文数量」という。）が、一部の年についてあらかじめ具体的に定められていた。

(2) iPhone プランに係る規定

MNO 3 社との本件契約には、MNO が iPhone の

利用者に提供する電気通信役務の特定の料金プラン（以下「iPhone プラン」という。）として、基本料金、通話料金、データ通信料金等の額が定められていた。

(3) 下取り iPhone に係る規定

MNO 3 社のうち 1 社との本件契約には、MNO が iPhone の利用者から下取りした iPhone（以下「下取り iPhone」という。）の用途が定められていた。

(4) 補助金に係る規定

MNO 3 社との本件契約では、MNO 又は MNO が iPhone を販売する販売代理店等（以下「販売先事業者」という。）が iPhone を購入する利用者に対して「補助金」を提供する旨が定められていた。

(ア) MNO 3 社との本件契約では、iPhone を購入する利用者が、一定の契約期間が定められた電気通信役務契約（以下「定期契約」という。）に加入する場合には、MNO 3 社又は販売先事業者が、当該利用者に補助金を提供する必要があるとされていた。また、補助金の額は、A₂ から MNO 3 社に対する iPhone の卸売価格と、利用者が iPhone を購入するための負担額の差額とされており、MNO 3 社ごとに具体的な最低額が合意されていた。

(イ) MNO 3 社は、従来から、携帯電話端末を購入する利用者に対し、電気通信役務料金を一定期間割り引くなどの端末購入補助を提供していた。A₁ 及び MNO 3 社は、iPhone を購入する利用者に提供する端末購入補助が本件契約の補助金に該当すると認識していた。

(ウ) MNO 3 社のうち KDDI は、平成 29 年 7 月、

iPhone 以外のスマートフォンを購入する利用者に対し、電気通信役務料金を一定期間割り引く端末購入補助を伴わないものの従来よりも電気通信役務料金を引き下げた料金プランの提供を開始した。当該料金プランは、定期契約であるため、本件契約の補助金に係る規定を充足していなかった。KDDIは、平成29年9月までの間、A₂の同意を得られなかったため、iPhone を購入する利用者に対しては、当該料金プランを提供していなかった。

判断の要旨

公取委は、本件契約における (1) iPhone の注文数量、(2) iPhone プラン及び (3) 下取り iPhone に係る規定については、MNO の事業活動を拘束するもの等ではないと判断し、また、(4) 補助金に係る規定については、下記 (4) ロの契約改定が独禁法違反の疑いを解消するものと判断し、本件審査を終了した。

(1) iPhone の注文数量に係る規定

A₂がMNOに対してiPhoneの具体的な注文数量を義務付けることは、他のスマートフォンメーカーの販売機会を減少させるなどの場合には、独禁法上問題となり得る。

しかしながら、本件契約では、限られた年を除いて具体的な注文数量が定められていなかったこと、定められていた注文数量がその数量の注文を義務付けるものであったとは認められなかったこと等から、A₂がMNOの事業活動を拘束していたとは認められなかった。

(2) iPhone プランに係る規定

A₂がMNOに対してiPhoneプランのみの提供を義務付けることは、MNO間の料金プランに係る競争を減殺するなどの場合には、独禁法上問題となり得る。

しかしながら、本件契約では、iPhone プラン以外の料金プランの提供も可能であるとされていたこと、定められていたiPhoneプランが提供されていなかったこと等から、A₂がMNOの事業活動を拘束していたとは認められなかった。

(3) 下取り iPhone に係る規定

A₂がMNOに対して下取り iPhone の国内での

販売を制限することは、A₂による iPhone の販売を促進することにより、スマートフォン市場におけるA₂の地位を維持・強化し、iPhone の販売価格を維持するなどの場合には、独禁法上問題となり得る。また、中古端末の利用者に電気通信役務を提供し、又は中古端末を販売するMVNO（MNOの提供する移動体通信サービスを利用して、又はMNOと接続して、移動体通信サービスを提供する電気通信事業者であって、当該移動体通信サービスに係る無線局を自ら開設又は運用していないもの）とMNOの競争を阻害することも懸念される。

しかしながら、下取り iPhone に係る規定はMNO 3社のうち1社による下取り iPhone の国内での用途を定めるにとどまるものであったこと等から、A₂が下取り iPhone の国内での流通を制限していたとは認められなかった。

(4) 補助金に係る規定

イ 独禁法上の考え方

スマートフォンを購入する利用者に提供される端末購入補助は、スマートフォンの購入に伴う利用者の実質的な負担額を軽減し、スマートフォンの普及を促してきたとも考えられる。

しかしながら、A₂がMNOに対して一定額の端末購入補助の提供を義務付けることは、MNOによって多くの利用者に対してスマートフォンと電気通信役務が一体的に販売されているという現状において、電気通信役務料金の引下げやスマートフォン価格と電気通信役務料金の組合せを制限することにより、移動体通信サービスを提供する電気通信事業者間の低廉で多様な料金プランの円滑な提供を通じた競争を減殺するなどの場合には、独禁法上問題となり得る。

ロ A₁の申出

公取委がA₁に対して上記イの問題を指摘したところ、同社は、iPhone を購入する利用者が加入する電気通信役務契約が定期契約であっても、MNO 3社が、端末購入補助を伴う料金プラン（以下「従来プラン」という。）と端末購入補助を伴わない料金プラン（以下「新プラン」という。）の双方を十分な情報とともに明確かつ公平に当該利用者に対して提示すること等を条件として、当該利用者に対して新プランも提供することができるよう、MNO 3社との本件契約を改定することとし、当該

改定について、MNO 3社との間で合意した上で、公取委に対して申し出た。

ハ 申出に対する評価

上記口の契約改定がなされた後も、iPhone を購入する利用者に対する MNO 3社の補助金の提供義務は一部残ることとなる。しかしながら、当該利用者に対する補助金の提供義務のない新プランの提供も本件契約上の疑義なく可能となる。

また、上記口の契約改定がなされた後は、MNO 3社が iPhone を購入する利用者に新プランを提供するに際しては、本件契約上、従来プランと新プランの双方を公平に提示すること等が求められることとなる。しかしながら、MNO 3社による新プランの販売促進活動を阻害しない範囲でそのような提示を行うことは、多様な料金プランの中からそれぞれの利用者にとって最適な料金プランを選択できることにつながり、利用者による合理的な選択を通じた移動体通信サービスを提供する電気通信事業者間の競争を促すことにつながると考えられる。

これらの点を踏まえると、上記口の契約改定は、独禁法違反の疑いを解消するものと認められる。

解説

一 注文数量・料金プラン・下取り

1 「拘束」の有無

公取委は、(1)～(3)の行為については、「MNO の事業活動を拘束するもの等ではないと判断」した。一般指定 12 項〔拘束条件付取引〕の行為要件は、「拘束」する条件を付けて取引すること、である。公取委の判断は、行為要件としての「拘束」を欠くと述べているように読める（公正競争阻害性を評価した上での判断であれば、『『不当に』拘束するもの等ではない』と表現されるはずである）。

最高裁は、「拘束」があるというためには、「それに従わない場合に経済上なんらかの不利益を伴うことにより現実にはその実効性が確保されていれば足りる」と述べている¹⁾。経済上の不利益を伴うことが必要に見えるが、協力的に事業活動の制限を受け入れる場合もあるため、現在では、「何らかの人為的手段によって、……実効性が確保されていると認められるかどうかで判断される」と

解されている²⁾。したがって、経済上の不利益による場合もあれば、逆に利益を提供する場合もある。そして、利益も不利益もない単なる合意や申し合わせでも、自由に価格等を定めることを抑制している実態があれば、「拘束」があると考えられる。本件契約における(1)～(3)は、いずれも契約中の規定であるため、いつでもこれを契約として遵守するよう要求することは可能であり、「拘束」を認定することも可能であったように見える。

前出事実の概要では省略したが、(1)と(2)についてもA₁の申出があり、(1)については契約違反にならない旨を定めることとし、(2)については規定を廃止することとなった。(3)についても、公取委の審査開始後、A₂はこれを廃止した。公取委の判断は、これらを踏まえた上での判断か、それともこれらがなくとも「拘束」は認められないのか、については不明である。

2 問題が生じる場合の考え方

(1) iPhone の注文数量について、売買に際して価格と数量を決めることは、それ自体が競争を制限するものではない。公取委の述べている「他のスマートフォンメーカーの販売機会を減少させる」という効果は、MNO の実際の iPhone 販売数量に比して過大な数量を発注することを義務付ける場合に生じる。

(2) iPhone プランに係る規定は、基本料金、通話料金、データ通信料金等の額を定めるものであり、これは拘束された相手方である MNO 間の価格競争を回避させ価格維持効果を生じさせやすい種類の行為である。しかし、iPhone プラン以外の料金プランも自由に適用でき、実際に最近では iPhone プランは適用されていなかったとのことである。それゆえ、MNO 間の価格競争を回避させるほどの効果はなかったようである。ただし、これを一般化して、一部のプランに限定して取引の相手方の提供する商品・役務の価格について拘束することは違法とされない、といえるかどうかは不明である。本件における公取委の判断は、「拘束」が認められなかったゆえのものだからである。

(3) 下取り iPhone に係る規定は、下取りした中古品の販売を制限するものであり、MNO に A₂から仕入れた新品を積極的に販売させることにな

る。A₂の販売数量を中古品に食われないようにする効果があり、A₂のビジネスとしては合理性があるともいえる。しかし、公取委は、モバイル通信における新規の競争者であるMVNOに対する競争阻害の可能性を問題としている。A₂はMVNOの新規参入を阻害する意図はなかったかもしれないが、公取委はMNOとMVNOとの競争を政策的に見守っていることをアピールしている³⁾。

以上の(1)～(3)は、いずれも「拘束」するものと認められなかったため、詳しい検討内容は示されていない。

二 端末購入補助

1 端末と役務のセット

公取委は、(4)補助金に係る規定については、公正競争阻害性について実質的な検討を行い、A₁による申出を評価している。(4)補助金に係る規定は、iPhoneを購入する利用者に対し、MNOが端末購入補助の提供をするよう義務付けるものである。iPhoneの販売促進を義務付けるものともとらえることができ、競争促進効果を有する。

しかし、端末購入補助が電気通信役務料金を一定期間割り引く方法で提供されることから、他の料金プランが比較対象となりにくくなる。実際にKDDIは、端末購入補助しない代わりに、より低廉となる料金プランを用意していたが、iPhone購入者には提供しなかった。このことは、低廉な料金プランを提供する競争を減殺させる可能性を示しており、公取委はこの問題を指摘した。

A₁は、補助金提供義務のない新プランを認める契約改定をし、従来プランと新プランの双方を十分な情報とともに明確かつ公平に利用者に提示することとした。公取委は、多様な料金プランから最適なものを選択できるようになり、電気通信事業者間の競争を促すことにつながる、と評価した。

2 補助金の額

公取委は指摘していないが、補助金の額についても問題となり得る。補助金の額は、A₂からMNO 3社に対するiPhoneの卸売価格と、利用者がiPhoneを購入するための負担額の差額とされ

ていた。すなわち、MNO 3社は、iPhoneを実質的に仕入値と同額で販売していた、と見ることもできる。これは、MNOによる不当廉売(2条9項3号)の可能性⁴⁾、あるいは、A₂による優越的地位の濫用(2条9項5号)の可能性⁵⁾もないとはいえない。

三 競争政策

本件は、A₁・A₂による本件契約を問題とするものであるが、審査終了となった被疑事件にすぎない。携帯電話市場における競争政策の一環として本件を位置づけなければ、本件の意義を見誤ることになる。今後の競争政策として、MNOの行為が取り上げられる可能性も視野に入れる必要がある⁶⁾。

●——注

- 1) 第1次育児用粉ミルク(和光堂)事件・最判昭50・7・10民集29巻6号888頁。
- 2) 流通・取引慣行ガイドライン・第1部第1(3)。
- 3) 公取委「携帯電話市場における競争政策上の課題について」(平成28年8月2日)16頁4(2)イにおいて、既に指摘されていた。また、平成30年度版の解説として、藤井宣明「携帯電話市場における競争政策上の課題について」公取814号(2018年)44頁、48～49頁参照。MNOを行為主体として構成する場合、不当な取引妨害(一般指定14項)の可能性もある。
- 4) 「供給に要する費用を著しく下回る対価」の基準は、「供給しなければ発生しない費用」(可変的性質を持つ費用)とされ、仕入原価に仕入経費と販売費の一部を加えたものとされている。不当廉売ガイドライン・3(1)ア(エ)参照。ただし、公取委は、「端末と通信が一体的に販売されていると認められる場合、値引額が端末価格より大きいというだけではコストを下回ることにはならず、通信役務の料金その他の条件を総合的に勘案する必要がある」としている。公取委「携帯電話市場における競争政策上の課題について(平成30年度調査)」(平成30年6月28日)15頁注24。
- 5) 自己の供給した製品の普及のために、実質的に赤字となるような過大な販促費を取引相手に負担させる行為は、濫用行為に該当する可能性がある。
- 6) セット販売や下取りのほか、いわゆる「2年縛り」「4年縛り」やSIMロックなどの問題が考えられる。公取委・前掲注4)、藤井・前掲注3)参照。

●——評釈

萩原浩太・公取掲載予定

中央大学教授 河谷清文